

厚生労働科学研究費補助金（難治性疾患等政策研究事業）
分担研究報告書

休職者の復職における就労系福祉サービス利用に関する研究

研究要旨

就労系福祉サービス事業所を対象として、休職者の利用状況を明らかにすることを目的として質問紙調査を行った。同事業所のうち、休職中の利用があるのは1%未満であった。現行制度上、就労移行支援は原則的に現職復帰ではなく就労を対象としているが、サービスの特異性によって例外的に休職中の利用が認められるケースが存在した。

研究分担者：深津玲子・今橋久美子
国立障害者リハビリテーションセンター
研究協力者：中村めぐみ
国立障害者リハビリテーションセンター

A．研究目的

障害や難病に起因する休職者の復職支援は、現行制度において主として障害者職業センターや医療機関が設置するデイケア等で行われている。そのようなサービス提供機関が日常的に通える範囲にない場合に、就労継続支援や就労移行支援等の就労系福祉サービス事業所の利用ニーズが生じているが実態は明らかでない。本研究は就労系福祉サービス事業所を対象として、休職者の利用状況および利用に至った経緯と事由等を明らかにすることを目的とする。

B．研究方法

WAMNETの障害福祉サービス事業所情報に登録している埼玉県および東京都の就労系福祉サービス事業所のうち、主たる対象者に「難病等」を含む103か所に質問紙を郵送した。

さらに返送された質問紙に「休職中の人

を受け入れた」という回答があった就労系福祉サービス事業所の管理者等に聞き取り調査を行った。

質問紙には、利用者の住所、氏名など個人を特定できる情報を記入する項目はない。

質問紙は6月に郵送配付し、7月末日回答締め切りとした。

倫理的配慮

本研究は国立障害者リハビリテーションセンターの倫理審査委員会において承認され、厚生労働省・文部科学省が作成した疫学研究に関する倫理指針（平成14年7月1日施行）に則って実施した。

C．研究結果

就労系障害福祉サービス事業所45か所（45/103=48.5%）から郵送返却された。

「休職中の人が事業所の利用を希望したことがある」と回答した事業所は4か所であった。そのうち2か所は、見学または相談のみで利用に至らず、1か所では開始直後に本人が入院したために利用を中止していた。よって、休職中の人が利用していた事業所1か所に聞き取り調査を行った。

1. 休職中の利用希望者はどのような経緯で相談に来たか。

- ・市町村障害者就労支援センター経由
- ・市町村障害者相談支援センター経由
- ・テレビ番組を見て直接来訪 など

2. 在籍中の職場との調整はどのように行ったか。

- ・サービス利用開始時には特に職場との連絡はない。
- ・自分で症状や配慮等を説明できる人が多い。
- ・必要に応じて支援をする。終了前に職場から担当者が来訪し、配慮事項を説明することはある。

3. 市町村へのサービス利用申請や支給決定の手続きにおいて、休職中であることによる影響はあったか。

- ・就労継続支援 B 型は、制度上休職中の方は利用できない。
- ・就労移行支援であれば利用者はいるが、原則的に「復職」ではなく「就労」移行支援なので、市町村によっては障害福祉サービス受給者証がおりないことがある。そのような場合、個別に照会があれば事業所から行政に対して説明をするが、最終的には自治体裁量による部分がある。
- ・視覚障害で手帳未取得のためサービス受給者証を申請できないという人が数名訪れた。(病名は、ベーチェット病、黄斑ジストロフィー、レーベル遺伝性視神経症)平成25年度以降は対象難病に該当すれば利用可

能であることを説明して再申請を勧めた。

- ・市町村の担当者が制度を知らなかった。手帳の判定基準以上の視力があるが、細かい文字を見る職業に従事していたため、休職してサービスを利用した後に復職した。
- ・羞明(しゅうめい)や複視、眼振等、手帳の判定基準にない視覚の問題で手帳未取得の人は稀にいる。

D. 考察・結論

就労系福祉サービス事業所のうち、休職中の利用があるのは1%未満であった。現行制度上、兼業に相当するために休職者は就労継続支援を利用できない。就労移行支援も原則的に現職復帰ではなく就労を対象としているが、サービスの特異性によって例外的に休職中の利用が認められるケースが存在した。

F. 健康危険情報 特になし

G. 研究発表

1) Imahashi K, Fukatsu R, Nakajima Y, Nakamura M, Ito T, Horigome M, Haruna Y, Noda T, Itoyama Y. Perceptions regarding a range of work-related issues and corresponding support needs of individuals with an intractable disease. *Intractable Rare Dis Res.* 2016; 5(3):202-206. DOI: 10.5582/irdr.2016.01041

H. 知的財産権の出願・取得状況 なし